

事 務 連 絡  
平成20年11月26日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、オーストラリア産りんごジュースにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、パツリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

オーストラリア産りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）  
及び原料用りんご果汁

2 検査項目及び検査頻度

- (1) DOUGLAS PARK ORGANICS の製造した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、パツリンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、パツリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：アップルジュース
2. 生産国：オーストラリア
3. 製造者：DOUGLAS PARK ORGANICS
4. 検査結果：パツリン ①0.051ppm、0.056ppm、0.055ppm  
②0.059ppm、0.062ppm、0.061ppm(基準値：0.050ppm)
5. 検 疫 所：大阪検疫所（届出受付番号：①第61015714790号3欄及び②第61015714790号4欄）
6. 輸 入 者：株式会社 むそう商事